

平成30年第3回（9月）大磯町議会定例会

議 案 第 48 号 説 明 資 料

平成30年9月3日

専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定めることについて)

資 料

事故概要 1～2

消 防 署

事 故 概 要

発生日時 : 平成 30 年 5 月 13 日

場 所 : 大磯町生沢 852 付近 (県道相模原大磯線部)

損傷物件 : 道路標識

被 害 者 : 神奈川県大磯警察署長

事故車両 : 消防自動車 (第 6 分団車両)

運 転 者 : 大磯町消防団員 (第 6 分団員)

事故の経緯 : 平成 30 年 5 月 13 日 9 時 55 分頃、消防団員が運転する消防自動車が、東の池方面から県道相模原大磯線を左折した際に運転操作を誤り、道路沿いに設置してある道路標識に接触した。

対 応 : 被害者に対して早急な賠償を行う必要があるため、損害賠償の額を定めることについて専決処分とした。

経 過 : 平成 30 年 5 月 13 日 事故発生
5 月 16 日 保険の契約先である神奈川県町村会へ自動車
事故発生状況報告書を提出
5 月 18 日 標識の管理者は大磯警察署と判明
5 月 23 日 被害者に、標識現況復旧の手配を依頼
6 月 1 日 被害者が復旧工事を実施し完了
7 月 2 日 被害者と示談が完了
7 月 10 日 専決処分
7 月 12 日 被害者へ損害賠償金を自動車損害共済保険
から支払

賠償金額 : 143,748 円

